

令和7年度 葛飾区 居宅訪問型保育事業者（個人） 集団指導 ～第2部 指導監督基準解説編～

子育て支援部子育て施設支援課

指導検査係

葛飾区の認可外保育施設指導監督基準

[葛飾区認可外保育施設指導監督実施要綱](#)

[葛飾区認可外保育施設指導監督要綱細目](#)

[認可外保育施設指導監督基準](#)

[評価基準 別表2-4](#)

【掲載箇所】葛飾区ホームページ

[認可外保育施設の立入調査について](#)（ページ番号：1033272）

1. 認可外保育施設の指導監督基準

保育に従事する者の数及び資格

指導基準1

《保育に従事する者の数》

→原則、1人に対して乳幼児1人

《保育に従事する者の有資格者の数》

→保育士又は看護師

→都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を含む

(例)○居宅訪問型保育基礎研修

○子育て支援員研修(地域保育コース)

○(公社)全国保育サービス協会によるベビーシッター養成研修及び
ベビーシッター現任研修

○認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修 等

保育室等の構造設備及び面積

指導基準2

《事業の運営を行う事業所の専用区画についての協力要請》

→事業の運営を行うために、必要な広さを有する専用の区画を設ける。

※事業所とは乳幼児の住居でなく、業務を行う事務所(事業者の自宅等)のこと

《事業の運営を行う事業所の備品についての協力要請》

→保育の実施に必要な備品等をそなえるよう、保護者に協力を求める。

(例)子どもの健康や安全管理に関わるもの

○玩具

○救急用品(体温計、水まくら(冷却シート等でも可)、消毒薬、絆創膏類 等)

非常災害に対する措置

指導基準3、4

《非常災害に対する措置》

地震、火災等の災害発生時における対処方法について検討及び実施をしているか。

(例)

○避難経路や消火用具の場所確認

○事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をする等の非常災害発生時を想定した配慮をする。

保育内容

指導基準5－(1)

《保育の内容》

- ◆乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育を行う。
- ◆安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされ、健康的な生活リズムが保たれるよう配慮する。
- ◆乳幼児の生活リズムにそった保育を実施する。

※子どもの発達の特徴や発達過程、乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排せつ、入浴、清潔、だっこ等)に配慮した保育の実施

《保育の内容》

- ◆ 漫然とテレビを見せ続ける等、乳幼児へのかかわりが少ない「放任的」な保育にならないようにする。

※子どもの遊び等や保育の実施に関して留意すべき事項に配慮した保育の実施

《保育に従事する者の保育姿勢等》

◆乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者としての適切な姿勢を保つ。

→保育に当たっての基本姿勢(子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)の理解

◆保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育に従事する者としての人間性と専門性の向上に努める。

→保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の受講が望ましい。

◆乳幼児の人権に対する十分な配慮

→身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないように、乳幼児の人権に十分配慮した保育を行う。

◆児童相談所等の専門的機関との連携

→利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所に通告する。

→心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門機関に対し適切な連絡に努める。

葛飾区児童相談所
(電話:03-5698-0303)

葛飾区子ども総合センター
(電話:03-3602-1386)

《保護者との連絡等》

◆保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施

→連絡帳又は、これに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡する。

◆保護者との緊急時の連絡体制

→緊急時に早急に連絡できるよう、保護者やかかりつけ医等の必要な連絡先も把握すること。

給食

指導基準6－(1)、(2)

《衛生管理の状況》

- ◆食器やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払う。また、配膳も衛生的に行うこと。

《食事内容等の状況》

- ◆乳児にミルクを与えた際にゲップをさせることや、離乳食摂取後の乳児について、食事後の状況に注意を払う等、乳児に対する適切な配慮を行う。
- ◆アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応を行う。

健康管理・安全確保

指導基準7－(1)

《乳幼児の健康状態の観察》

◆預かり、引き渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察を行う。

◆預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受ける。

※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌 等

◆引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察及び、保護者へ乳幼児の状態の報告を行う。

※上記と同様

《職員の健康診断》

指導基準7－(2)

◆健康診断を1年に1回受けているか

◆検便を実施しているか

→食事の提供(調理)や調乳を行う場合は、検便を実施

→検査結果は適切に保管

《感染症予防対策》

指導基準7－(3)

◆トイレ、おむつ交換後とその他の保育で手洗い場所を分ける。

◆嘔吐物処理の手順を知る。

《乳幼児突然死症候群に対する注意》

指導基準7－(4)

- ◆ 午睡チェック表を作成し、睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか

《安全確保》

指導基準7－(5)

- ◆ 安全計画の策定

【掲載箇所】葛飾区ホームページ

[認可外保育施設の立入調査について](#) (ページ番号:1033272)

- ◆ 安全計画を策定し、安全計画に従い安全確保に配慮した保育を実施する。
→訪問先の設備、周辺環境の安全点検や安全に関するマニュアルの整備や徹底
- ◆ 安全計画に定める訓練を定期的実施する。
→ケガや急病等における応急手当の実践、ヒヤリ・ハット時の事故防止意識の再確認
- ◆ 保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容を周知する。

指導基準7－(5)

- ◆事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理をする。
- ◆不審者の立入防止等の対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている。
- ◆自動車の運行をするときは、子どもの乗車及び降車の際に所在の確認を行う。
→点呼・その他の子どもの所在が確実に把握できる方法で確認

- ◆事故発生時に適切な救急処置が可能となるよう実技実習を定期的に受講する。
- ◆賠償責任保険に加入する。
- ◆事故発生時には速やかに当該事実を葛飾区に報告する。
- ◆事故の状況、事故に際してとった処置について記録する。

利用者への情報提供

指導基準8－(1)

《施設サービスに関する内容の掲示》

◆利用者に対し、サービス内容に関する必要な項目を書面等により提示する。

掲示が必要な14項目

a. 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名	h. 設置者の研修の受講状況
b. 事業所の名称及び所在地	i. 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
c. 事業を開始した年月日	j. 提携している医療機関の名称、所在地、提携内容 ※提携していない場合は「なし」と記載
d. 保育提供可能時間	k. 緊急時等における対応方法
e. サービスの内容、利用料等に変更があった場合の内容及び理由	l. 非常災害対策
f. 利用定員	m. 虐待の防止のための措置に関する事項
g. 設置者の資格の保有状況	n. 設置者が事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたことの有無

《施設サービスに関する内容のインターネットでの掲示》

令和6年4月1日より

現行の「書面での掲示」に加え、「インターネットでの掲示」が義務化

◆ 子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」への登録

【こども家庭庁HP】

[子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」について](#)

利用者への情報提供

《サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付及び説明》

- ◆ サービス利用者に対する契約内容の書面等で交付する。
利用者に対し、契約内容に関する項目を書面等に記載し、交付してください。

書面による交付が必要な8項目

a. 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	e. 当該利用者に対し提供するサービスの内容
b. 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	f. 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
c. 事業所の名称及び所在地	g. 提供する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ※提携している場合
d. 事業所の管理者の氏名及び住所	h. 利用者からの苦情を受け付ける連絡先

- ◆ サービス利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明を行っているか。(利用時間、利用料金、緊急時の対応等)

備える帳簿

指導基準9

《利用乳幼児に関する書類等の整備》

- ◆ 利用乳幼児の氏名、生年月日、健康状態、
保護者の氏名、連絡先
 - 保護者からの申込書、児童の健康状態に関する記録 等
 - ◆ 乳幼児の利用記録が確認できる書類
 - 児童の預かり記録 等
 - ◆ 契約内容等が確認できる書類
 - 利用契約書・重要事項説明書（契約時に保護者に交付した書類） 等
- が確認できる書類

設置者の経営姿勢

指導基準10

- ◆ 児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進
- ◆ 最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢である。
- ◆ 保育の充実のために、関係法令及び基準を順守し実行する、真に積極的な姿勢である。
- ◆ 保育サービスを実施する責任者として適切な対応をとる。

2. 昨年度指摘・助言の多かった項目

令和6年度 主な指摘・助言事項

◆午睡チェック表の記録方法について 基準7－(4)

子どもの寝ている向き及び向きを直したことがわかるよう記録を残してください。

◆救命救急講習の受講について 基準7－(5)

実技講習を定期的に受講してください。

◆「ここdeサーチ」の登録について 基準8－(1)

【掲載箇所】葛飾区ホームページ

[認可外保育施設の立入調査について](#) (ページ番号: 1033272)